

令和4年度 滋賀県認知症介護実践者研修 実施要領

1. 目的

介護保険施設・事業所等に従事する介護の実務者が、認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を習得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができることを目的に実施します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体 滋賀県

実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会(以下、事務局)

3. 研修対象者

次の(1)～(4)の全てに該当する者を対象とします。

- (1)滋賀県内に所在する、下記の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員および看護職員等
- (2)認知症介護の実務経験が2年以上ある者
- (3)認知症介護基礎研修を修了した者(認知症介護基礎研修eラーニングを含む)
- (4)研修の全日程を受講することができる次の〈1〉または〈2〉に該当する者

〈1〉 義務付け研修対象者

地域密着型サービス事業所の指定・運営基準において受講が義務づけられた者。

- ◆認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所において、管理者または管理者となる予定の者。
- ◆認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所において、計画作成担当者または計画作成担当者となる予定の者。

※現在、施設・事業所に所属していない方について

研修開始時から職場実習終了時まで関与することができる事例対象者の選出が可能な協力施設・事業所(下記〈2〉の施設・事業所のみ対象)が必要です。受講決定後に、各自で手配してください。

〈2〉 自己研鑽のため受講希望者

〈1〉以外の受講を希望する者。

※本研修の受講対象となる介護保険施設・事業所等

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------------------|
| ①介護老人福祉施設 | ②介護老人保健施設 | ③介護療養型医療施設
(介護医療院) |
| ④通所介護事業所 | ⑤通所リハビリテーション事業所 | ⑥訪問介護事業所 |
| ⑦訪問看護事業所 | ⑧特定施設入居者生活介護事業所 | ⑨短期入所生活介護事業所 |

⑩地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所

4. 研修日程・定員

講義・演習 6日間 職場実習 6週間(詳細は研修プログラムを参照ください。)

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

	日 程	申込期間(事務局必着)	定員
第1回	令和4年 6月 8日～ 8月29日	令和4年4月15日～4月28日	60名
第2回	令和4年 7月20日～10月18日	令和4年5月25日～6月10日	60名
第3回	令和4年10月12日～12月26日	令和4年8月18日～8月31日	60名
第4回 (オンライン)	令和4年11月30日～令和5年3月7日	令和4年10月3日～10月17日	60名

【受講の留意点】

- ・全課程(6日間)受講可能であるか研修日程等をご確認のうえ、お申込みください。
- ・本研修は、連続して受講することを前提に構成していますので、途中で欠席されると欠席日以降の日程は出席できなくなります。ご注意ください。

5. 受講申込方法

- (1)所属する職員の研修受講を希望する施設・事業所は、「受講申込書(別紙様式1)」および「認知症介護基礎研修修了証の写し」を、申込み期間内に以下の提出先へ送付または持参してください。
- (2)FAXによる申し込みは受理しませんのでご注意ください。
- (3)集合研修(第1、2、3回)とオンライン(第4回)を設けます。オンラインについては、別紙①「オンライン受講要件」を事前にご確認のうえお申込みください。

【受講申込書提出先】

1)義務付け研修対象者

→ **各市町担当課**へ提出してください

※ 地域密着型サービス指定基準等において受講が義務付けられている場合に限り、事業所所在(予定)地の市町に推薦書の発行を依頼できます。

※ 市町担当課におかれては、事業者から提出された申込書を取りまとめのうえ、「推薦書(別紙様式2)」を添えて、申込期間内(上記4参照)に事務局へ送付してください。

2) 自己研鑽のための受講を希望する者

→ 事務局(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター)へ提出してください。※申込み期間厳守

6. 受講の決定

(1) 受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。

(2) 申込者が定員を超える場合は、この研修が義務付けられている職務(地域密着型サービス事業所の指定基準による)への就任を予定する本要領第3項「研修対象者」に規定する者のうち、同項〈1〉の者を優先のうえ、同項〈2〉の者を事業所の認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了者数等を考慮して受講者を決定します。また、各施設・事業所1名でお願いする場合があります。

(3) 受講の可否については、次のとおり通知します。

1) 地域密着型サービス事業所のうち、指定・運営基準において受講が義務づけられた者

→ 推薦者(市町長)、および被推薦者(当該各施設・事業所の長)に通知します。

2) 自己研鑽のため受講を希望する者

→ 各施設・事業所の長に通知します。

7. 事前レポート等の作成・提出

受講決定後に次の2点について作成・提出していただきます。

(1) 事前レポート

受講決定通知とともに、事前レポート用紙を送付します。テーマに沿って指定日までに提出してください。

(2) アウトプット・アウトカム評価

厚生労働省が定める様式に基づき、Google foams を利用して提出をしてください。また、評価は「自己評価」と「上司評価」の2種類を提出いただきます。

なお、「自己評価」と「上司評価」は受講前提出の他に、受講直後および受講3か月後にも提出をお願いします。

8. 受講料および納付方法

(1) 受講料 19,200円

(2) 納付方法

受講決定後、指定する期日までに指定口座にお振込みください。

なお、振込手数料は、各自でご負担ください。

(3) キャンセルについて

受講料振込後は原則として返金いたしません。

9. 修了証書の交付

(1) 全科目を受講された方には、県より修了証が交付されます。

(2) 修了については、全日程を出席し課題を期限までに提出した人となります。

1) 自施設実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合は、修了証の発行を保留し、再提出・再実習を指示することがあります。

2) 受講態度が不適切(学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、他の受講

- 者への迷惑行為等)で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。
- (3) 修了証書の氏名表記は、JISコード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。
- (4) 本研修の修了証書は紛失しないよう管理してください。(本研修が義務付けられた研修の申込みの際に必要となります)

10. その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (2) 感染防止対策を講じて研修を実施いたしますのでご協力をお願いします。
(別紙②参照※第1、2、3回対象)
- (3) 県立長寿社会福祉センターの敷地内(駐車場を含めた敷地全体)は全面禁煙です。

何らかの警報が発令された場合や、県から事業の自粛勧告が出された場合などは、研修を延期または中止する可能性があります。

このような場合は、下記のホームページの「お知らせ」をご確認いただくか、お電話にて開催の有無をご確認いただきますようお願いいたします。

ホームページアドレス <http://shiga-sfk.jp>
滋賀県社会福祉研修センター TEL:077-567-3927

11. 研修会場

草津会場

滋賀県立長寿社会福祉センター (草津市笠山七丁目8-138)

【交通案内】

JR瀬田駅からバス利用(約15分) 長寿社会福祉センター前BS下車

●帝産バス③番のりば：滋賀医大行き(レストタウン・長寿社会経由)

8:00発 8:30発

※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターには停車しません。

※掲載しているバスダイヤは、ダイヤ改正や運行状況等により変わります。

事前にバス会社にお確かめのうえ利用ください。

問い合わせ・申込み先(事務局)

〒525-0072

草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県社会福祉研修センター

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

ホームページ <http://shiga-sfk.jp>

※ 認知症介護基礎研修受講状況の確認、修了証書の紛失等に関するお問い合わせは
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 認知症施策推進係 TEL:077-528-3522
へお願いします。

令和4年度 滋賀県認知症介護実践者研修 オンライン受講要件

オンラインの講義は Zoom ミーティングを利用して実施します。

下記の受講要件を満たしていることが前提となりますので、ご注意ください。

なお、申込みの際は(第4回・オンライン)受講申込書に記入してください。

1. オンライン(Zoom)受講のためのインターネット環境が整っていること。
(安定して高速な定額の接続環境を推奨します。)
2. 講義資料データを事前にダウンロードし、印刷ができること。
3. Zoom のブレイクアウトルーム機能を使用し、指導者や受講者同士のやりとりを含めた研修を実施するため、受講者ひとりに1台のパソコン、またはタブレット(パソコン推奨、スマートフォンは不可)、WEBカメラ(カメラ付きパソコンの場合は不要)ヘッドセットまたはマイク付きイヤホンを準備できること。
4. 講義に集中できる、静かな環境を準備できること。
 - 1) 講義に集中できる、他の職員から声を掛けられることのない静かな場所で受講してください。
 - 2) 同じ場所に複数の受講者がいる場合、グループワーク進行の妨げになることがありますので、お互いの声が入らないよう十分な距離を取ってください。
(横並びや、向かい合っただけの座席配置は避けてください。)
5. 演習で実施したシート等を、事務局に e-mail またはFAXで送信できること。

※接続不備等により受講ができなかった場合は、欠席の扱いとなり、修了の対象にはなりませんのでご注意ください。

※講義・演習の様子は記録のため録画しますのでご了承ください。

令和4年度 滋賀県認知症介護実践者研修 プログラム

令和4年6月10日現在

日程	第1回	第2回	第3回	第4回	時間	区分	科目名	担当講師 (敬称略)
	草津会場	草津会場	草津会場	オンライン				
1日目	6月 8日 (水)	7月 20日 (水)	10月 12日 (水)	11月 30日 (水)	8:50~9:00		オリエンテーション	事務局
					9:00~16:30 (休憩含む)	講義	認知症介護実践者研修の理解	認知症介護指導者
						講義 演習	認知症ケアの理念	
						講義	認知症疾患の理解	南草津けやきクリニック 院長 宮川 正治
講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局					
2日目	6月 16日 (木)	8月 1日 (月)	10月 26日 (水)	12月 7日 (水)	9:00~16:30 (休憩含む)	講義	認知症ケアの倫理と意思決定支援	認知症介護指導者
						講義	権利擁護の視点に基づく支援	
						講義	地域資源の理解とケアへの活用	
					講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
3日目	6月 28日 (火)	8月 18日 (木)	11月 2日 (水)	12月 16日 (金)	9:00~16:30 (休憩含む)	講義	家族介護者の理解と支援方法	認知症介護指導者
						講義 演習	生活支援のためのケアの演習Ⅰ	
						講義 演習	QOLを高める活動と評価の観点	
					講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
実習						実習	自施設実習(2週間)	
4日目	7月 14日 (木)	9月 7日 (水)	11月 17日 (木)	1月 12日 (木)	9:00~16:30 (休憩含む)	講義 演習	学習成果の実践展開と共有	認知症介護指導者
						講義 演習	アセスメントとケアの実践の基本	
						講義 演習	生活支援のためのケアの演習Ⅱ (行動・心理症状)	
					講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
5日目	7月 26日 (火)	9月 15日 (木)	11月 21日 (月)	A 日程 1/19 (木)	9:00~16:30 (休憩含む)	講義 演習	アセスメントとケアの実践の基本	認知症介護指導者
				B 日程 1/26 (木)		講義 演習	自施設における実習の課題設定	
				講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局	
実習							自施設実習(4週間)	
6日目	8月 29日 (月)	10月 18日 (火)	12月 26日 (月)	A 日程 2/28 (火)	9:00~16:30 (休憩含む)	講義 演習	職場実習評価	認知症介護指導者
				B 日程 3/7 (火)		講義 演習	研修総括	
				講義後 10 分間		閉講(修了証交付)		

※研修当日は、受付(検温、健康観察)を済ませて講義開始5分前までに研修室に入室してください。